

指定管理者の候補者選定結果

1 申請団体 1 団体

2 選定方法

選定基準に基づき、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の審査を経たうえで、指定管理者の候補者を選定した。

3 選定結果

選考 基準	項 目	基準点	選定団体
(1) 市民の平等な利用が確保されること	1 施設運営に関する方針	3	3
	2 利用目的に沿った施設の有効活用方策	6	6
	3 自主事業による施設の有効活用方策	2	8
	4 個人情報の保護対策	3	3
	5 利用者への施設に関する情報の提供	3	4
(2) 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであること	6 財務の健全性	5	5
	7 適正な人員配置	3	3
	8 人材育成及び研修の実施	3	3
	9 類似施設等の管理実績（管理実績や受託実績が不良の場合減点）	2	10
	10 緊急時の対策	3	3
	11 苦情対応及びトラブルの未然防止対策	3	2
(3) 施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること	12 環境配慮の推進	3	2
	13 提案金額	2	2
	14 提案金額の実効性	10	10
	15 歳入確保の方策	1	1
合 計		52	65

【評価の理由】

- ・「3 自主事業による施設の有効活用方策」については、飲料水無人販売・アウトドアクッキング教室・登山・トレッキング・スノーアクティビティ教室といった、多くの自主事業を提案していることから「8」の評価とした。
- ・「5 利用者への施設に関する情報の提供」については、市報、インターネット、SNS等を有効に活用し、市民や利用者に対して情報発信の実施を提案しているほか、現在ホームページとFacebookを開設し情報発信を行っていることから「4」の評価とした。
- ・「9 類似施設等の管理実績」については、現在、本施設の指定管理者として管理業務を行っていることから「10」の評価とした。
- ・「11 苦情対応及びトラブルの未然防止対策」について、対応策が示されているものの、これまで市に直接苦情が寄せられたことがあったため、「2」の評価とした。
- ・「12 環境配慮の推進」について、提案があった除草業務や溜池管理の方策は、通常の実務の範囲であり、環境配慮の推進とは言い難いため、「2」の評価とした。
- ・「13 提案金額」については、市が積算した管理経費と比較し、同程度であることから、基準点の「2」の評価とした。